

企画提案書等作成要領

1 提出資料の種類等

(1) 企画提案書等については、実施要領4(3)のとおり提出すること。

2 一般的な留意事項

(1) 提案者は、仕様書(別紙1)及び業務手順書(別紙2)に基づき提案すること。

(2) 企画提案書等の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で、積極的な内容をできるだけ具体的に記載すること。

(3) 提案内容が仕様書の要件を満たさない場合は、企画提案書に該当する仕様書の項目を示したうえで、その内容を必ず記載すること。記載がない場合は、全ての仕様書の要件について実現を確約したものとする。

3 企画提案書等の作成上の留意事項

(1) 企画提案書

ア 企画提案書の様式は、企画提案書(様式5)を使用することとする。別紙を添付する場合のその大きさ及び書き方は、原則A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とすること。ただし、記載内容により、見易さ等に配慮してA4版横又はA3版(綴じ際にはA4版の大きさに折り込むこと。)のページを含んでも構わない。ページ数は、別紙を含めて20ページ以内とすること。

イ 企画提案書は、日本語で記載し、ページ番号を記載すること。

ウ 企画提案書(様式5)、別紙の順に綴じること。

エ 仕様書の記載のコピーや「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

オ 企画提案書は、専門的な知識を持たないものでも理解できるよう、極力わかりやすい表現で記載すること。

カ 仕様書に記載していないことで、本市にとって有意義な提案については、他都市の事例等を参考に、企画提案書(様式5)の「仕様書記載の範囲を超えた提案」欄にて積極的に記載し提案すること。

(2) 見積書(様式6)

見積書について、次のとおり作成のうえ提出すること。

ア 令和8年度から令和10年度の新潟市介護認定事務センター運營業務委託に係る経費を記載すること。ただし、令和8年度の経費については、事務センター開設準備期間(令和8年6月から12月まで)と本稼働後の期間(令和9年1月から3月まで)に分けて記入し作成すること。

イ その他

(ア) 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか
免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の合計額に対する消費税及び
地方消費税相当額（10%）も算出して記載すること。

(ウ) 令和8年度の見積金額について、本市が示した概算予算額を上回る価格で見
積書を提出したときは、実施要領2（4）アに記載のとおり審査の対象外とす
る。

4 その他

提出期限、提出場所等については、実施要領に記載のとおりとする。